

発議案第23号

千葉県受動喫煙防止条例の早期制定を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年9月7日

八千代市議会

議長 成田 忠志 様

提出者	八千代市議会議員	西村 幸吉
賛成者	八千代市議会議員	高山 敏朗
	同	伊原 忠
	同	正田 富美恵
	同	菅野 文男
	同	松崎 寛文

提案理由

千葉県に対し、受動喫煙防止条例の早期制定を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

千葉県受動喫煙防止条例の早期制定を求める意見書

喫煙が健康障害をもたらすことは、医学的にも科学的にも立証されている。このことは、厚生労働省をはじめ、住民の健康増進対策を推進する自治体においても認識されている。さらに、喫煙により生じるたばこ煙によって、「たばこを吸わない人が重大な健康被害を受ける」受動喫煙問題については、早急な対策が求められている。

千葉県においても、飲食店等のサービス産業で働く労働者やサービス利用者、また、受動喫煙から身を守ることでできない子供達の健康を守るため、受動喫煙問題に対する対策が強く求められている。

また、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックでは、千葉県において計8競技の開催が決まっており、同競技に出場する選手のみならず競技を観戦する人が世界各国から千葉県を訪れることが想定される。

世界的には、国際オリンピック委員会（IOC）と世界保健機構（WHO）が「たばこのないオリンピックを目指す合意文書」に調印した2010年以降、開催国（開催都市）において、競技会場のみならず、飲食店を含む屋内施設を全面禁煙とする法律や条例が整備されてきた。

しかしながら、千葉県では、いまだ受動喫煙を防止する条例が整備されておらず、このままでは、屋内全面禁煙が当たり前となった国々から参加する選手や観光客に受動喫煙で不快な思いをさせることになる。

よって、本市議会は千葉県に対し、受動喫煙を防止するため、受動喫煙防止条例の早期制定を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月27日

八千代市議会

提出先

千葉県知事様